

気候変動対策の評価・分析業務委託仕様書

1 業務名

気候変動対策の評価・分析業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 概要・目的

福島県（以下「県」という。）では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「福島県地球温暖化対策推進計画」及び「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」に基づき、気候変動対策を展開してきた。また、令和6年10月には「福島県カーボンニュートラル条例」を制定し、オール福島での脱炭素社会の実現に向けた機運が高まっている。

国では、新しい削減目標を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を令和7年2月に閣議決定したところであり、本県においても、気候変動対策を総合的かつ計画的に一層推進していくため、現行の「福島県地球温暖化対策推進計画」を改め、令和8年3月に「福島県気候変動対策推進計画」（以下「県計画」という。）を新たに策定した。

そのような背景のもと、2050年カーボンニュートラルに向けた具体的な取組として、県計画に基づく実施状況の把握、評価・分析を行うために、県内の温室効果ガス排出量の推計及び県計画で定める「2030年度までに目指す姿」の把握、推計を行う。

4 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施する。詳細は委託者である県、受託者双方協議の上、定めるものとする。

(1) 2024年度（令和6年度）温室効果ガス排出状況の推計

県内の温室効果ガス排出状況の推計に必要な以下の事項におけるデータの収集、整理、分析等を行う。

ア 温室効果ガス総排出量の推計にあたり、エネルギー起源CO₂の各部門（産業部門、運輸部門、民生業務部門、民生家庭部門）、非エネルギー起源CO₂（廃棄物部門）及びその他の温室効果ガスの排出量の推計

イ 森林吸収量及び都市緑化吸収量の推計

ウ 県内3地方（会津、中通り、浜通り）別の温室効果ガス排出量の推計に必要なデータの収集、整理、分析

エ その他、委託者である県、受託者協議の上必要と考えられるデータの収集、整理、分析

(2) 「2030年度までに目指す姿」の現状値の把握、推計

県計画で定める「2030年度までに目指す姿」の把握、推計に必要な以下におけるデータの収集、整理、分析等を行う。

ア 「2030年度までに目指す姿」の現状値の把握、推計に必要な各種データ等

の収集、整理、分析
イ その他委託者である県、受託者協議の上必要と考えられるデータの収集、整理、分析

5 業務実施体制

- (1) 本事業の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 本業務の企画運営スケジュールの管理を適切に行うこと。
- (3) 発注者と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた時は、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

6 権利の帰属

- (1) 本委託事業の成果物に関する一切の権利は、原則、県に帰属するものとする。
- (2) 印刷物等に使用される素材等について、他者の著作権その他権利が及ぶものを使用する際は、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

7 提出書類

- (1) 業務着手届（様式第1号）
任意様式により工程表及び責任者・担当者一覧を添付すること。
- (2) 成果品等
 - ア 業務完了届（様式第2号）
 - イ 成果品目録
 - ウ 業務実施報告書
- (3) 提出方法
紙媒体で各1部提出すること。また、関係する電子データで納品すること。なお、電子データの納品に当たっては、PDF形式のものに加えて、WORD、EXCEL、POWERPOINT、ILLUSTRATOR形式等の編集可能なものを含めること。
- (4) 提出先
県環境創造センター

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の期間中、県との間で随時打合せを行うこと。
- (2) 業務の実施に必要な経費（機材費、材料費、資料作成費、郵送料、印刷費等）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (3) 必要な資料及び情報の収集等は業務に含まれる。なお、本業務の遂行上必要なものとして関係機関の協力を得る場合には、あらかじめその趣旨を県に連絡した上で行うこと。
- (4) 業務に係る記録については、ホームページや報告書等で外部公表する可能性がある

るため、関係者から事前に了承を得ておくこと。

(5) 業務の実施に当たり、知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。